

けんこう
新潟市 健幸すまいリフォーム助成事業

令和6年度版

補助金申請の手引き

この手引きは、補助金申請の手続きと申請書等の作成について説明するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

子どもを安心して産み育てられ、高齢者が健康で幸せに暮らせる住環境を創出することを目的として、バリアフリー化・子育て対応・省エネ化のためのリフォーム工事を行う方にその費用の一部を補助します。

補助金の概要

対象の住宅	市内に現に存する、一戸建て住宅又は集合住宅の住戸内部分 (店舗などの住居以外の部分がある場合は居住部分において行う工事であること)		
対象者	市内に居住または居住予定の個人で、次のいずれかにあてはまる方 子育て世帯 ：平成18年(2006年)4月2日以降に出生した子ども(高校3年生相当年齢まで)又は妊娠している者がいる世帯 高齢者世帯 ：65歳以上の方がいる世帯 ※空き家活用推進事業補助金(リフォーム)を申請する方は対象外です。		
工事の条件	・市内に本社、本店、支店、営業所がある業者または個人事業主が行うこと ・使用する機器や材料は未使用品とし、同一業者に材工一括発注すること		
対象工事	居住部分で行う工事で、対象工事に係る工事費総額が補助金額以上であること		
バリアフリー化	子育て対応	省エネ化	
既存住宅又はその敷地のバリアを改善または解消するための工事 ・手すり設置 ・段差解消 ・浴室全体改修 ・浴室/脱衣室暖房機 ・洋便器化 など	※子育て世帯のみ申請可能 子育て環境の向上や改善、事故防止、見守り又は家事負担軽減のために行う工事 ・子ども部屋の増築 ・子ども部屋の改修 ・子どもの事故防止 ・対面キッチンへの変更 ・家事負担軽減設備の設置 など	既存住宅の省エネルギー化のために行う工事 ・開口部の断熱改修 ・外壁等の断熱改修 ・高効率給湯器設置 など	
補助金額	対象工事ごとの補助額※の合計 上限 10万円 (1万円以上から申請可能) ※対象工事の内容によって、補助額が決まっています。 詳しくは4ページ以降をご覧ください。		
受付期間	第1会期：令和6年7月3日(水)から予算上限に達するまで 第2会期：令和6年10月(予定)から予算上限に達するまで		

問い合わせ窓口

新潟市役所 住環境政策課 健幸すまい補助金担当 宛

☎ **025-226-2815** (直通)

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階

Eメール：jukankyo@city.niigata.lg.jp

申請書の郵送も
こちらへ様式ダウンロード
予算残高など
詳細はこちら

1. 補助金交付までの手続きの流れ

補助金交付申請

- 申請書に必要な書類を添付し、住環境政策課へ**郵送**または同課**窓口**へ提出してください。

令和6年7月3日（水）から受付開始

申請内容の審査（市）

- 申請内容を審査します。
必要に応じて現地調査をすることがあります。

補助金の交付決定（市）

- 審査のうえ支障がない場合は、補助金の交付決定通知書を送付します。

- 補助金の交付申請受付（申請書類が揃ってから）後、**2週間程度**かかります。

※受付開始直後の時期など申請状況により、2週間以上かかることがありますのであらかじめご了承ください。

工事の着手

- 工事は、必ず交付決定通知を受けてから着手してください。**

- 事前に着手した場合、補助金の支払いはできません。

- 必要に応じて写真撮影を求める場合がありますので、交付決定の内容を十分ご確認ください。

工事の完了

実績報告書の提出

- 工事完了後、必要な書類を添付し、速やかに実績報告書を住環境政策課へ**郵送**または同課**窓口**へ提出してください。

- 令和7年3月14日（金）まで**に実績報告書が提出されない場合、補助金は交付されません。

報告内容の審査（市）

- 実績報告の内容を審査します。必要に応じて現地調査をすることがあります。

補助金交付額の確定（市）

- 審査のうえ支障がない場合は、補助金確定通知書を送付します。

- 実績報告受付（不備等のないもの）から、1ヶ月程度かかります。

補助金の支払い（市）

- 指定の口座に補助金を振り込みます。

- 補助金確定通知の送付から**1ヶ月程度**かかります。

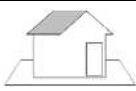

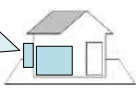
★ご注意ください★

- **補助金の交付決定を受けたあとで対象工事に着手するものが補助の対象**となります。交付決定前の工事着手が判明して、補助金の対象とならない事例がありました。補助金の申請をする場合は、交付決定前に対象工事に着手することにならないよう工事計画を立ててください。（申請から交付決定まで2週間程度かかります。）なお、**対象工事以外のリフォーム工事は着手していても構いません。**
- 工事が完了せず、提出期限までに実績報告書が提出できなかったため、補助金の支払いができなくなる事例がありました。提出期限（令和7年3月14日（金））までに実績報告書を確実に提出できるよう工事計画を立ててください。
- 原則は**書類の到着日を受付日**とし**先着順で受付**します。必要に応じて追跡のできる郵送方法をご利用ください。なお受付最終日の郵送受付は当日消印有効です。
- 提出書類に大きな**不備や不足がある場合は受付できない場合があります。**

2. 申請の要件

① 対象となる住宅 下記の全てに該当するもの

- ・市内に現に存する、専ら居住の用に供する建築物又は建築物の部分
- ・現在又は過去に人の使用に供されたことがあるもの
- ・一戸建て住宅（店舗、事務所等住居以外の部分があるものを含む）又は長屋、共同住宅その他集合住宅の住戸内部分

対象となる住宅の例	
住宅の建て方	工事の対象範囲
 一戸建て住宅	敷地内（アプローチ等）及び住宅（内部・外部）
 長屋・共同住宅	住宅内部のみ
 店舗・事務所など 併用住宅・併用住戸	居住部分 （住宅部分の敷地内、外壁・屋根など明確に分けられない部分を含む） ※店舗・事務所内部など事業専用部分の工事は対象外です。
対象とならない建物の例	
・建築中の建物 ・居住部分がない店舗や事務所の建物 など	

★ご注意ください★

- 補助金の交付の対象となる住宅は「過去に人の使用に供されたことのあるもの」となっていますので、**新築の建売住宅や新築の分譲マンションは補助の対象となりません。**

② 対象となる者 下記の全てに該当する者

- （1）実績報告書の提出時点において、**子育て世帯**又は**高齢者世帯**に属することが確認できる者。
 子育て世帯：平成 18 年 4 月 2 日以降に出生した子ども、又は妊娠している者を有する世帯
 高齢者世帯：65 歳以上の者を有する世帯
 - （2）対象工事を行う住宅に居住している、又は実績報告書の提出までに居住する予定の者。
 - （3）対象工事を発注し、行う個人。
 - （4）申請者及び対象住宅のいずれもが、過去に本事業又は空き家活用推進事業（リフォーム工事に限る）の補助金交付を受けていないこと。
 （**上記補助金の交付を受けることができるのは「人」・「住宅」ともに一度のみ**となります。）
 ※令和 5 年度以前の健幸すまいリフォーム助成事業及び空き家活用推進事業は上記事業に該当しないため、この補助金を受けることが可能です。
 - （5）市税を完納していること。
- ※ 申請者以外に対象工事を行う住宅の所有者がいる場合は、補助事業の実施について承諾を受けてください。

3. 補助金額等・対象工事の要件

①補助金額等

○補助金額 各工事に対する補助金の額（P4～P10 参照）の合計

※補助金額 1 万円以上から申請可

※補助金額は対象工事に係る工事費の総額以下であるもの

ただし、工事費の総額は、消費税、土地や工事中の仮住居、家具・家電、電話通信、居住部分以外の工事、外構・植栽、下水道接続・浄化槽設置に係るもの等を除きます。

○補助上限額 **1.0万円**

＜補助金の組み合わせ例＞

例 1		例 2	
<ul style="list-style-type: none"> ・タイル風呂→ユニットバスへ入替（バリアフリー・省エネ化セット） ・脱衣室の断熱改修（内窓設置・暖房機設置） ・高効率給湯器の設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の全体断熱改修 ・玄関ドアの交換 	
対象工事	補助金の額	対象工事	補助金の額
ユニットバス改修（バリアフリー・省エネ化）	7.4万円	外壁の断熱改修(全体)	5.6万円
脱衣室の暖房機設置	0.5万円	ドアの交換（玄関戸）	1.8万円
脱衣室の内窓設置	0.8万円	合計	7.4万円
高効率給湯器の設置	1.5万円		
合計	10.2万円		
⇒ 補助金額10万円（上限）		⇒ 補助金額7.4万円	
※上記対象工事に係る工事費総額は 10 万円以上である必要があります。		※上記対象工事に係る工事費総額は 7.4 万円以上である必要があります。	
例 3		例 4	
<ul style="list-style-type: none"> ・対面式キッチンへの改修 		<ul style="list-style-type: none"> ・子ども部屋改修（事故防止・内窓設置） 	
対象工事	補助金の額	対象工事	補助金の額
対面式キッチン	9万円	子ども部屋改修	5万円
ビルトイン食器洗機	2.1万円	ドアストッパー	0.5万円
ビルトイン自動調理対応コンロ	1.4万円	落下防止柵設置	0.5万円
掃除しやすいレンジフード	1.3万円	内窓設置 大2か所	2.4万円
サーモスタット水栓	0.5万円	内窓設置 中2か所	2万円
合計	14.3万円	合計	10.4万円
⇒ 補助金額10万円（上限）		⇒ 補助金額10万円（上限）	
※上記対象工事に係る工事費総額は 10 万円以上である必要があります。		※上記対象工事に係る工事費総額は 10 万円以上である必要があります。	

②対象工事の要件

○交付決定を受けた後に対象工事に着手するものであって、令和7年3月14日（金）までに、実績報告書を提出できること。

○市内に本社、本店、支店若しくは営業所がある法人又は市内に住所がある個人事業主（いずれも代金受領確認書 兼 補助事業内容証明書において市内の住所が確認できるもの）に発注し、工事契約したものであること。

○工事に使用する機器・材料は未使用品とし、一の工事に係る材料と施工を同一の工事業者に発注すること。



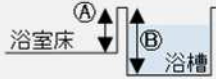

③対象工事一覧

I. バリアフリー化工事

日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、既存住宅（居住の用に供する部分に限る。）又はその敷地において行う、居住者にとってのバリア（障害）を改善・解消するための工事（下記に掲げるものに限る。）

対象工事	要件	補助金の額
手すりの設置 	手すりを設置もしくは取替える工事であること。 ※浴室全体改修時の浴室内の手すりの設置は、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。	5,000 円/戸
段差の解消 スロープの設置 	障害となっている段差を解消若しくは改善する工事又はスロープを設置する工事であること。 ※浴室全体改修時の浴室内の段差の解消またはスロープの設置は、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。	5,000 円/戸
転倒事故防止 	転倒事故を防止するために行う、次のいずれかの工事であること。 ア 床のノンスリップ化 （ペット用の滑りにくい建材は対象となりません） イ クッション床敷き ウ 人感センサー付き玄関照明設置 エ 足元灯設置 ※浴室全体改修時の浴室内の床ノンスリップ化・クッション床敷きは、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。	5,000 円/戸
通路・開口部の拡幅、建具改修 	通路・開口部を拡幅する工事又は建具を拡幅若しくは改修する工事であること。ただし、以下は除く。 ・子育て対応工事に該当する工事	5,000 円/戸

次ページへ続く・・・

対象工事	要件	補助金の額
エレベーター/ 階段昇降機 の設置 	エレベーター若しくは階段昇降機を新たに設置する工事又は既存の設備機器よりも安全性若しくは機能が向上するものに改修する工事であること。	50,000 円/戸
浴室全体改修 	以下の①（バリアフリー化）または②（省エネ化）を満たす浴室全体を改修する工事であること。 ①以下のいずれかのバリアフリー化工事を含むもの <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの設置 ・段差の解消、スロープの設置 ・床ノンスリップ化またはクッション床敷き ・浴槽またぎ高さの改善 ・浴室暖房機の設置 ②以下のいずれかの省エネ化工事を含むもの <ul style="list-style-type: none"> ・開口部の断熱改修 ・外気に面する全ての壁、床、屋根、天井の断熱改修 ・高断熱浴槽の設置 ・節湯水栓の設置 <p style="color: red;">※浴室全体改修を行う場合、①および②に記載の項目は本項目の補助金に含まれるため併用できません。</p>	①および②の両方を満たす場合 74,000 円/戸 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <浴槽またぎ高さの改善とは> ④または⑤いずれかの高さが改修前に比べて低くなること。  </div> ①または②のいずれかを満たす場合 50,000 円/戸
浴室又は脱衣室の暖房機器設置	浴室又は脱衣室に、固定式の暖房機器を設置もしくは取替える工事であること。 ※浴室全体改修時の浴室内の暖房機設置は、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。	5,000 円/戸
洋便器化 	既存の和式便器を洋式便器に改修する工事であること。 ※既存の洋便器を取り替える工事は対象外	20,000 円/戸

Ⅱ. 子育て対応工事

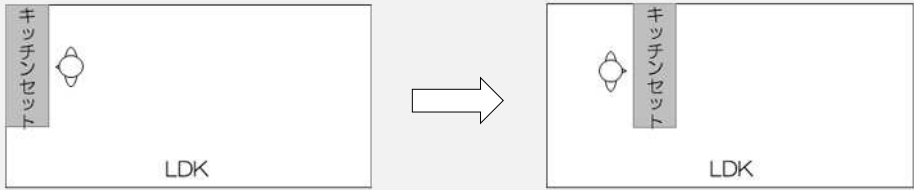
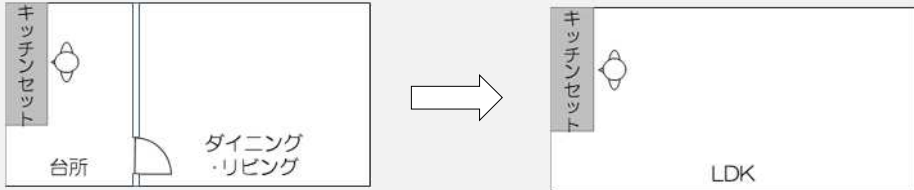
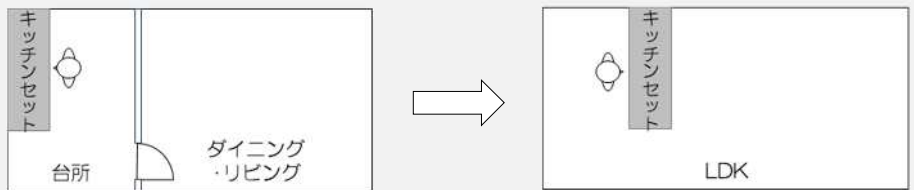
子ども部屋において行う工事、子どもの事故防止工事など（下記に掲げるものに限る。）

※子ども部屋：壁、建具等で区画された室又は室の一部で主として子ども（当該住宅に居住する又は居住する予定の子ども）が使用するのためのもの。

※子育て世帯の方のみ対象工事とすることができます。

対象工事	要件	補助金の額
子ども部屋の増築	子ども部屋を新設又は拡張するために行う増築工事（床面積が増加する工事に限る）であること。	100,000 円/戸
子ども部屋の改修	子ども部屋において行う、居住環境又は住宅機能の維持又は向上を図るためのリフォーム工事であること。ただし、以下は除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ化リフォームに該当する工事 ・固定しない家具やエアコン等の電化製品の設置 【工事の例】 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども部屋の床壁天井のクロス張り替え ・子ども部屋の造り付け家具の造作 ・一つの部屋に間仕切りを設置し、二つの子ども部屋に改修 	50,000 円/戸
子どもの事故防止工事	子どもが使用する部分で、子どもが当事者となる事故の防止、又は被害の軽減を図ることが主たる目的である次のいずれかの工事であること。なお、家具・機器等は <u>工事で設置する固定のもの</u> に限る。ただし、以下は除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化に該当する工事 ・劣化・破損により事故の原因となりうる部分の工事 	
	①衝突事故防止 ア ドアストッパー／ドアクローザー設置 イ 造り付け家具の出隅面取り ※ア及びイの両方を行っても補助金の額は 5,000 円/戸です。	5,000 円/戸
	②落下防止 ア 落下防止柵／壁の設置	5,000 円/戸
	③指はさみ防止 ア 指詰め防止措置がとられた建具の設置 イ 建具への指はさみ防止ストッパーの設置 ウ 建具の吊元カバーの設置 ※ア～ウの複数の工事を行っても補助金の額は 5,000 円/戸です。	5,000 円/戸
	④進入・閉込防止 ア 浴室への進入を防止するための鍵の設置 イ 閉じ込め防止のための外から開錠できる鍵の設置 ウ チャイルドフェンスの設置 ※ア～ウの複数の工事を行っても補助金の額は 5,000 円/戸です。	5,000 円/戸

次ページへ続く・・・


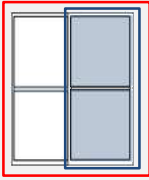
対象工事	要件	補助金の額
子どもの 事故防止工事	⑤感電・火傷防止 ア シャッター付きコンセント設置 イ 火傷防止カバー付き水栓設置 ウ サーモスタット機能付き水栓設置 エ 安全装置付調理器設置(チャイルドロック等) ※ア～エの複数の工事を行っても補助金の額は 5,000 円/戸です。	5,000 円/戸
子どもを 見守りやすい 間取りへ変更	子どもを見守りやすい間取りとするための工事で、次のいずれかに該当する工事であること。	
	① 対面式キッチンへの変更 キッチンセットの交換を伴い、対面式キッチンへ変更する工事であること。	90,000 円/戸
	② キッチンに面したリビングへの変更 キッチン又はリビングの位置の変更を伴い、キッチンに面したリビングへ変更する工事であること。	50,000 円/戸
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><①：工事例></p> <p>・対面形式キッチンへの変更</p>  <p style="text-align: center;">LDK</p> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 工事前 工事後 </p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><②：工事例></p> <p>・台所とダイニング・リビングの間の壁を撤去し、LDK に改修</p>  <p style="text-align: center;">LDK</p> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 工事前 工事後 </p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><①と②併用：工事例></p> <p>・台所とダイニング・リビングの間の壁を撤去し、LDK に改修、かつ対面形式キッチンへ入替</p>  <p style="text-align: center;">LDK</p> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 工事前 工事後 </p> </div>	

前ページからの続き・・・

対象工事	要件	補助金の額
家事負担の軽減に係る改修工事	<p>子育てを行う上で家事負担の軽減を目的とした工事で、次のいずれかに該当する工事であること。</p> <p>なお、家具・機器等は工事で設置する固定のものに限る。</p> <p>対面式キッチンへの変更と併用可能。</p>	
	① ビルトイン食器洗機設置	21,000 円/戸
	② ビルトイン自動調理対応コンロ設置	14,000 円/戸
	③ 掃除しやすいレンジフード設置	13,000 円/戸
	④ 宅配ボックス設置	11,000 円/戸

Ⅲ. 省エネ化リフォーム工事

既存住宅（居住の用に供する部分に限る。）の省エネルギー化のための工事（下記に掲げるものに限る。）

対象工事	要件	補助金の額																						
<p>開口部の断熱改修</p> 	<p>外気に面した開口部において、改修後の熱貫流率が4.65W/(㎡・K)以下になるよう行う次に掲げるいずれかに該当する工事であること。</p> <p>※開口部の新設は対象外。</p> <p>※実績報告時に、断熱性能が確認できる書類の提出が必要となります。（P15 参照）</p> <p>※浴室全体改修時の浴室内の開口部の断熱改修は、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。</p> <p>ア. 内窓設置 （既存の窓の内側に新たに窓を新設するもの及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="475 801 1214 1055"> <tr> <td>大きさ：大（掃出し窓など窓の外寸寸法が概ね 2.8 ㎡以上のもの）</td> <td>12,000 円/か所</td> </tr> <tr> <td>大きさ：中（腰窓などで窓の外寸寸法が概ね 1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満のもの）</td> <td>10,000 円/か所</td> </tr> <tr> <td>大きさ：小（FIX 窓などで窓の外寸寸法が概ね 1.6 ㎡未満のもの）</td> <td>8,000 円/か所</td> </tr> </table> <p>イ. 外窓交換（既存の窓等を取り除き、新たに窓等を設置するものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="475 1167 1214 1420"> <tr> <td>大きさ：大（掃出し窓など窓の外寸寸法が概ね 2.8 ㎡以上のもの）</td> <td>12,000 円/か所</td> </tr> <tr> <td>大きさ：中（腰窓などで窓の外寸寸法が概ね 1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満のもの）</td> <td>10,000 円/か所</td> </tr> <tr> <td>大きさ：小（FIX 窓などで窓の外寸寸法が概ね 1.6 ㎡未満のもの）</td> <td>8,000 円/か所</td> </tr> </table> <p>ウ. ガラス交換（既存の窓に入ったガラスを取り除き、新たなガラスに交換するものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="475 1532 1214 1816"> <tr> <td>大きさ：大（掃出し窓などに使用され、ガラスの寸法が概ね 1.4 ㎡以上のもの）</td> <td>5,000 円/枚</td> </tr> <tr> <td>大きさ：中（腰窓などに使用され、ガラスの寸法が概ね 0.8 ㎡以上 1.4 ㎡未満のもの）</td> <td>4,000 円/枚</td> </tr> <tr> <td>大きさ：小（FIX 窓などに使用され、ガラスの寸法が概ね 0.8 ㎡未満のもの）</td> <td>1,000 円/枚</td> </tr> </table> <p>エ. ドア交換（既存のドアを取り除き、新たなドアに交換するものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="475 1928 1214 2103"> <tr> <td>大きさ：大（玄関ドアなどドアの枠外寸法が開き戸で概ね 1.8 ㎡以上、引き戸で概ね 3.0 ㎡以上のもの）</td> <td>18,000 円/か所</td> </tr> <tr> <td>大きさ：小（勝手口ドアなどドアの外枠寸法が上記未満のもの）</td> <td>16,000 円/か所</td> </tr> </table>	大きさ：大（掃出し窓など窓の外寸寸法が概ね 2.8 ㎡以上のもの）	12,000 円/か所	大きさ：中（腰窓などで窓の外寸寸法が概ね 1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満のもの）	10,000 円/か所	大きさ：小（FIX 窓などで窓の外寸寸法が概ね 1.6 ㎡未満のもの）	8,000 円/か所	大きさ：大（掃出し窓など窓の外寸寸法が概ね 2.8 ㎡以上のもの）	12,000 円/か所	大きさ：中（腰窓などで窓の外寸寸法が概ね 1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満のもの）	10,000 円/か所	大きさ：小（FIX 窓などで窓の外寸寸法が概ね 1.6 ㎡未満のもの）	8,000 円/か所	大きさ：大（掃出し窓などに使用され、ガラスの寸法が概ね 1.4 ㎡以上のもの）	5,000 円/枚	大きさ：中（腰窓などに使用され、ガラスの寸法が概ね 0.8 ㎡以上 1.4 ㎡未満のもの）	4,000 円/枚	大きさ：小（FIX 窓などに使用され、ガラスの寸法が概ね 0.8 ㎡未満のもの）	1,000 円/枚	大きさ：大（玄関ドアなどドアの枠外寸法が開き戸で概ね 1.8 ㎡以上、引き戸で概ね 3.0 ㎡以上のもの）	18,000 円/か所	大きさ：小（勝手口ドアなどドアの外枠寸法が上記未満のもの）	16,000 円/か所	<p>＜開口部の数え方例＞ ※掃出し窓（引違い）の場合</p>  <p>内窓・外窓の場合 ：大 1 か所 ガラス交換の場合 ：大 1 枚</p>
	大きさ：大（掃出し窓など窓の外寸寸法が概ね 2.8 ㎡以上のもの）	12,000 円/か所																						
	大きさ：中（腰窓などで窓の外寸寸法が概ね 1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満のもの）	10,000 円/か所																						
	大きさ：小（FIX 窓などで窓の外寸寸法が概ね 1.6 ㎡未満のもの）	8,000 円/か所																						
	大きさ：大（掃出し窓など窓の外寸寸法が概ね 2.8 ㎡以上のもの）	12,000 円/か所																						
	大きさ：中（腰窓などで窓の外寸寸法が概ね 1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満のもの）	10,000 円/か所																						
	大きさ：小（FIX 窓などで窓の外寸寸法が概ね 1.6 ㎡未満のもの）	8,000 円/か所																						
	大きさ：大（掃出し窓などに使用され、ガラスの寸法が概ね 1.4 ㎡以上のもの）	5,000 円/枚																						
	大きさ：中（腰窓などに使用され、ガラスの寸法が概ね 0.8 ㎡以上 1.4 ㎡未満のもの）	4,000 円/枚																						
	大きさ：小（FIX 窓などに使用され、ガラスの寸法が概ね 0.8 ㎡未満のもの）	1,000 円/枚																						
	大きさ：大（玄関ドアなどドアの枠外寸法が開き戸で概ね 1.8 ㎡以上、引き戸で概ね 3.0 ㎡以上のもの）	18,000 円/か所																						
	大きさ：小（勝手口ドアなどドアの外枠寸法が上記未満のもの）	16,000 円/か所																						

次ページへ続く・・・

対象工事	要件	補助金額												
<p>外壁、屋根、天井又は床の断熱改修</p>	<p>外気に面する外壁、屋根、天井又は床のいずれかの部位に、熱伝導率が 0.052W/(m・K) 以下のノンフロン製品である断熱材を用いる次に掲げるいずれかの工事であること。</p> <p>※実績報告時に、断熱性能が確認できる書類の提出が必要となります。(P15 参照)</p> <p>※浴室全体改修時の浴室内の外壁、屋根、天井又は床の断熱改修は、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。</p> <div data-bbox="483 562 1366 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>＜断熱の考え方＞ ※例：外壁の場合</p> <p>全体断熱： 外壁全体の断熱改修 部分断熱： 一の居室全体の断熱改修 ※物置は居室でないため、部分断熱の対象とはなりません。</p> </div> <p>ア. 外壁断熱</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">全体断熱（外気に面する外壁全体に、断熱材を用いる工事をいう。）</td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">56,000 円/戸</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">部分断熱（一の居室の外気に面する外壁全体に、断熱材を用いる工事をいう。）</td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">28,000 円/戸</td> </tr> </table> <p>イ. 屋根・天井断熱</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">全体断熱（外気に面する屋根又は天井全体に、断熱材を用いる工事をいう。）</td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">20,000 円/戸</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">部分断熱（一の居室の外気に面する屋根又は天井全体に、断熱材を用いる工事をいう。）</td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">10,000 円/戸</td> </tr> </table> <p>ウ. 床断熱</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">全体断熱（外気に面する床全体に、断熱材を用いる工事をいう。）</td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">36,000 円/戸</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">部分断熱（一の居室の外気に面する床全体に、断熱材を用いる工事をいう。）</td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">18,000 円/戸</td> </tr> </table> <p>＜ア～ウ共通：併用住宅の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体断熱の場合は、補助金額が上記記載の 1/2 となります。 例（外壁全体断熱の場合）： $56,000 \text{ 円/戸} \times 1/2 = 28,000 \text{ 円/戸}$ ・部分断熱の場合は、対象となる一の居室は居住の用に供する部分に限ります。 	全体断熱（外気に面する外壁全体に、断熱材を用いる工事をいう。）	56,000 円/戸	部分断熱（一の居室の外気に面する外壁全体に、断熱材を用いる工事をいう。）	28,000 円/戸	全体断熱（外気に面する屋根又は天井全体に、断熱材を用いる工事をいう。）	20,000 円/戸	部分断熱（一の居室の外気に面する屋根又は天井全体に、断熱材を用いる工事をいう。）	10,000 円/戸	全体断熱（外気に面する床全体に、断熱材を用いる工事をいう。）	36,000 円/戸	部分断熱（一の居室の外気に面する床全体に、断熱材を用いる工事をいう。）	18,000 円/戸	
全体断熱（外気に面する外壁全体に、断熱材を用いる工事をいう。）	56,000 円/戸													
部分断熱（一の居室の外気に面する外壁全体に、断熱材を用いる工事をいう。）	28,000 円/戸													
全体断熱（外気に面する屋根又は天井全体に、断熱材を用いる工事をいう。）	20,000 円/戸													
部分断熱（一の居室の外気に面する屋根又は天井全体に、断熱材を用いる工事をいう。）	10,000 円/戸													
全体断熱（外気に面する床全体に、断熱材を用いる工事をいう。）	36,000 円/戸													
部分断熱（一の居室の外気に面する床全体に、断熱材を用いる工事をいう。）	18,000 円/戸													
<p>高効率給湯器の設置</p>	<p>ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリット給湯器）を設置もしくは取替える工事であること。</p> <p>※燃料電池（エネファーム）は本補助金の対象外です。「住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金（令和 6 年度）」（環境部環境政策課）をご確認ください。</p>	<p>15,000 円/台</p>												

★ご注意ください★

- 対象工事において**使用する機器・材料は未使用品**であるものが対象となります。既存の機器・部材の移設やリサイクル品の使用は、工事の対象となりません。
- 対象工事は、**一の工事ごとに同一工事業者に材工一括発注**することが条件となります。
例)・手すりの材料と設置工事をA社、スロープの部材と取付け工事をB社に発注
⇒ 対象となる
 - ・手すりの材料をA社、設置工事をB社に発注 ⇒ 対象とならない
 - ・手すりを自ら購入、設置工事をA社に発注 ⇒ 対象とならない
- 資材の購入のみでは補助の対象になりません。
- 対象工事ごとに、**複数の工事業者に発注することは可能**です。
- 本補助金は**市内に本社、本店、支店、営業所がある法人**又は市内の**個人事業主**（代金受領確認書兼補助事業内容証明書で市内の住所が確認できるものに限ります。）**△発注**することが要件となります。
そのため、例えば個人事業主が自ら自宅を改修する場合は補助の対象となりません。（本人が代表を務める法人や本人とは別の個人事業主へ発注する場合は補助の対象となります。）
- 市の他の補助制度の対象となっている工事の部分（補助対象経費に含まれている部分）は本事業の補助の対象となりません。ただし、それぞれの補助制度の対象となる**工事の部分が違う箇所であれば、他の制度との併用は可能**な場合があります。（同一の工事契約であっても、それぞれの補助を受ける工事費用（範囲）が明確に区分されていれば併給可能です。）
 - 例1 （併給可能な例）
 - ① 浴室改修工事：障がい者向け住宅リフォーム助成による補助金を活用
 - ② トイレ改修工事：本事業の補助金を活用
 - 例2 （併給可能な例）
 - ① 浴室の手すり：介護保険を活用
 - ② 浴室の外窓交換：本事業の補助金を活用
- 本助成事業と空き家活用推進事業（リフォーム工事を申請する場合に限る）との併用はできません。
- 国の住宅省エネ2024キャンペーン**（子育てエコホーム支援事業・先進的窓リノベ2024事業・給湯省エネ2024事業・賃貸集合給湯省エネ2024事業）**との併用は可能です。**
- 一の工事は、複数の対象工事の対象となりません。**
例)・子ども部屋に設置する内窓は、省エネ化リフォームの対象です（子育て対応リフォームの対象とはなりません）。
 - ・子ども部屋の床改修は、子育て対応リフォームの対象です（クッション床敷きにしてもバリアフリーリフォームの対象とはなりません。）

※ただし、工事部分及びその目的が異なる場合は、複数の対象工事の対象となる場合があります（子ども部屋をリフォームする場合で、床・壁・天井改修を子ども部屋改修、落下防止柵の設置やドアストッパーの設置を子どもの事故防止とすることは可能です）。

4. 申請に必要な書類

★申請に必要な部数は**1部**です。書類は返却できませんので、あらかじめ**コピー**をお取りください。

★記入例・写真撮影例を参考に作成してください。

提出が必要な方	必要な書類
すべての方	<p>① 補助金交付申請書 p.17~21 参照 【様式第1号（第一面～第五面）】 ※交付決定後に工事内容が変更となり、対象工事が減った場合、補助金額は減額となりますが、対象工事が増えても、補助金額は増額されません。</p>
	<p>② 対象工事を行う住宅の全景写真（カラー写真） p.22 参照</p> <p>撮影の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住の用に供されていることが確認できること ・住宅の建て方（戸建て住宅もしくは共同住宅・長屋など）が確認できること ・申請時点の状況が確認できること <p>※低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は提出書類として認められません。</p>

★**写真の提出方法について**★

- ・申請時は【全景写真】のみで申請可能です。
- ・**実績報告時に、【工事前写真】【工事後写真】の両方が必要**となります。
 【工事前写真】の不足があると、その部分を補助対象にすることができません。


※工事内容によっては、対象工事の施工状況が確認できる工事中の写真などが必要となる場合があります（P15 参照）。

撮り忘れると【工事前写真】【工事後写真】があっても補助対象とできない場合がありますのでご注意ください。

5. 実績報告に必要な書類

★実績報告に必要な部数は**1部**です。書類は返却できませんので、あらかじめ**コピー**をお取りください。

★記入例・写真撮影例を参考に作成してください。

提出が必要な方	必要な書類
すべての方	<p>1 実績報告書 p.23 参照 【様式第3号】</p> <p>※交付決定後に工事内容が変更となり、対象工事が減った場合、補助金額は減額となりますが、対象工事が増えても、補助金額は増額されません。</p>
	<p>2 代金受領確認書 兼 補助事業内容証明書 p.24~26 参照 【様式第3号の2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事業者の所在地は、新潟市内であること。 ・ 工事費総額（税抜き）は補助金額以上であること。 <p>※工事業者が工事代金の受領と工事内容を証明する書類です。 ※工事業者が複数いる場合は、業者ごとに作成してください。</p>
	<p>3 対象工事を行う箇所の工事前写真（カラー） p.28 参照</p> <p>撮影の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住の用に供されている部分であることが確認できること ・ 申請時点の状況が確認できること。 <p>※申請した工事箇所は全て撮影してください。 ※低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真や、家具や遮蔽物等により工事前の状況が確認できない写真は提出書類として認められません。</p>
	<p>4 対象工事が行われたことが確認できる工事後写真（カラー） P.29 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事前の写真と比較して、対象工事が行われたことが明確に確認できる写真であること <p>撮影の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請した箇所は全て撮影すること。 ・ 工事前写真とできるだけ同じアングルで撮影すること <p>※低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真や、家具や遮蔽物等により工事前の状況が確認できない写真は提出書類として認められません。</p>
	<p>5 市税納税証明書（新潟市制度用） p.27 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の氏名と工事場所の住所が記載されたもの。 ・ 令和6年度に発行されたもの。 <p>※居住予定で申請した場合は、住民異動の届出をしてから取得してください。</p>
<p>参考）市税納税証明書の取得について</p> <p>【発行窓口】古町ルフル3階（市民税課）、各区役所（中央区役所を除く）、出張所の窓口 （居住区でなくても取得できます）</p> <p>【発行手数料】1部 300円</p> <p>【代理申請】本人、世帯員以外の代理申請は委任状が必要です。 委任者が署名押印した委任状と代行者の本人確認書類を発行窓口にお持ち下さい。</p> <p>【交付請求書・委任状の入手方法】発行窓口にて配布、新潟市ホームページにて ダウンロード（新潟市 納税証明書交付 で検索）</p> <p>※郵送申請・電子申請が可能です。コンビニ交付はできませんのでご了承ください。 ※詳しくは市民税課管理・証明係（025-226-2243）までお問い合わせください。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>様式など詳細はこちら</p>  </div>	

<p>すべての方</p>	<p>6 子育て世帯又は高齢者世帯であることが確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども又は高齢者の氏名、住所（工事場所のもの）、生年月日が分かるもの 【書類の例】 ①住民票の写し（コピー可） ②運転免許証のコピー ③健康保険証（表面、裏面とも）のコピー ④マイナンバーカード（表面のみ）のコピー ⑤学生証のコピー ⑥母子健康手帳（世帯に妊娠している方がいる場合） 表紙及び氏名・住所が確認できるページのコピー <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠している人がいることが確認できること ・ 妊娠している人の氏名及び住所が確認できること
<p>併用住宅・併用住戸の場合のみ</p>	<p>7 居住の用に供する部分を改修したことが確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住部分と改修部分に分かるもの 【書類の例】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住部分と居住以外の部分および改修部分に分かる図面 ・ 改修した部分が居住部分であることが明確に分かる写真
<p>該当者のみ</p>	<p>8 その他市長が必要と認める書類</p> <p>※対象となる住宅や世帯状況、工事内容などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求めることがあります。</p> <p>※工事前後の写真のみでは判別しにくい場合は、工事中の写真を求めることがあります。</p>
<p>工事内容によって提出するもの p.15 参照</p>	<p>■工事内容によって必要な追加書類</p> <p>※対象工事の内容によって追加書類が必要な場合があります。 15 ページの追加書類一覧を確認してください。</p>

★ご注意ください★

○補助金の交付決定後に申請内容に変更が生じた場合でも、**変更の手続きは不要ですが**、変更部分を補助対象とするには、変更部分の工事前写真も必要となります。

変更部分の工事前写真を撮り忘れてしまった場合は、その変更部分は補助の対象となりませんので、変更が生じた場合は変更部分の撮り忘れが無いよう、確実に工事前写真を撮影してください。

※交付決定後に工事内容が変更となり、**対象工事が減った場合、補助金額は減額**となりますが、**対象工事が増えても、補助金額は増額されません**。

○工事写真や追加書類に不備がある場合、補助金の交付はできません。

6. 工事内容によって必要な追加書類一覧

対象工事によって、実績報告時に下記の追加書類が必要となります。(P30 参照)

対象工事	実績報告時
バリアフリーリフォーム	
段差の解消	段差にスケールを当てた写真（工事前後とも）
床のノンスリップ化	「滑りにくい」の記載のあるカタログページ
クッション床敷き	「クッション性あり」の記載があるカタログページ
人感センサー付き玄関照明	当該機能付きと記載があるカタログページ
通路・開口部の拡幅、建具改修	開口幅にスケールを当てた写真（工事前後とも）
浴室全体改修	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化、省エネ化工事の各項目の追加書類を参照 ・浴槽またぎ高さの改善を選択した場合：またぎ高さにスケールを当てた写真（工事前後とも） ・高断熱浴槽、節湯水栓を選択した場合：当該機能付きと記載があるカタログページおよび当該部分の写真
浴室又は脱衣室の暖房機設置	カタログまたは暖房スイッチの写真
子育て対応リフォーム	
子ども部屋の改修	クロスの張替え、塗装工事など、工事前後の写真で判別しにくい場合は、工事中の写真
サーモスタット式水栓	当該機能付きと記載があるカタログページ
安全装置付調理器	当該機能付きと記載があるカタログページや当該機能が確認できる写真
ビルトイン食器洗機	設置した食器洗機の内部が分かる写真
ビルトイン自動調理対応コンロ	当該機能付きと記載があるカタログページや当該機能が確認できる写真
掃除しやすいレンジフード	「掃除しやすい」の記載があるカタログページ
省エネ化リフォーム	
内窓設置	内窓と外窓の区別が分かる写真、納品書・性能証明書、ラベルシールの写真のいずれか
外窓交換	納品書・性能証明書、ラベルシールの写真のいずれか
ガラス交換	納品書・性能証明書、二重ガラスであることが分かる写真のいずれか
ドア交換	納品書・性能証明書、ラベルシールの写真のいずれか
断熱材敷込	断熱材の敷込前後が確認できる工事中の写真
断熱材一体型の外壁など	<ul style="list-style-type: none"> ・熱伝導率が確認できるカタログ ・納品書、材料の製品名の分かる写真
全体断熱	すべての施工面が写った写真
部分断熱	一の居室全体で断熱改修が行われたことが確認できる写真や図面など
高効率給湯器の設置	銘板など製品名や品番の分かる写真

7. その他申請にあたっての注意事項

●市の他の補助金等との併給について

- ・本事業による補助金は、市の他の補助制度と重複して受けることはできません。
ただし、補助対象となる工事の部分がそれぞれ異なる部分であれば、併用が可能な場合があります。
- ・健幸すまいリフォーム助成事業、空き家活用推進事業（リフォーム工事に限る）はそれぞれ併用できません。
（上記補助金の交付を受けることができるのは「人」「住宅」ともに一度のみとなります。）
- ・国の住宅省エネ2024キャンペーン（子育てエコホーム支援事業・先進的窓リノベ2024事業・給湯省エネ2024事業・賃貸集合給湯省エネ2024事業）との併用は可能です。

●補助事業により取得した不動産等の適切な維持管理と関係書類の保管について

- ・補助事業により取得又は効用の増加した不動産等については、耐用年数を勘案した適当な期間中、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があるとともに、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反した使用・譲渡・交換・貸付・又は担保にすることはできません。
- ・本補助金に関する見積書や領収書その他対象工事の経費に関する書類は、5年間保管する必要があります。

●補助金交付の取消し・返還について

- ・補助金の交付を受けた方が、偽りの申請を行っていた場合や、要綱の規定に違反した場合などは、補助金交付の決定を取り消すことがあります。
- ・交付決定を取り消した際、既に補助金が交付されている場合は、交付された補助金の返還を求めます。

●アンケートなどへの協力について

- ・本補助金の交付を受けた方には、市からのアンケートや調査などの協力をお願いすることがあります。

●その他

- ・市で工事業者を紹介・あっ旋やリフォーム工事の標準価格を示すことはできません。
- ・消費者トラブルを防ぐため、工事の契約にあたっては内容を十分に確認したうえで複数社の見積もりをとるなどし、締結することが重要です。
- ・工事中の騒音や車両の出入りなどによって、近隣とトラブルになるケースが見受けられます。工事の方法などは十分に検討してください。
- ・住宅リフォームに関する見積相談などは下記に相談することができます。



住まいるダイヤル 0570-016-100（通話料がかかります）

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター（法律に基づき国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です）